

第4章

重点プロジェクト

本計画の基本理念として掲げる「増進型地域福祉」とは、従来からの高齢・障がい・子ども等の分野ごとの制度による「問題解決型」の地域福祉に対して、住民と行政等が自分たちの地域の理想の姿を共有し、その実現にむかって協働し、地域の主体性を育みながら取り組んでいく「目的実現型」の地域福祉です。

第2期計画では、「地域」「福祉の専門機関」「行政」の3者が連携し、地域で自らSOSを発信することができない人など、支援につながりにくい潜在化した生活課題等の解決にむけて、「地域」での声かけ・見守りや、さまざまな「福祉の専門機関」による分野をこえた連携により、地域で把握された支援が必要な人を、必要なサービスへ迅速につなぐ「地域福祉のしくみづくり」を「行政」主導で取り組むこととし、地域での身近な相談窓口としてコミュニティソーシャルワーカーによる「福祉なんでも相談」を設置し、「ここに来れば、なんでも相談できる」「相談すれば支援の窓口につながる」という相談から支援までの体制の構築を目標とし、取り組んできたところです。

本計画では、第2期計画からの「地域福祉のしくみづくり」の要となる地域での総合相談・総合支援の体制づくりを継承しながら、その体制づくりに必要不可欠となる「地域での担い手の育成・発掘」と「福祉の専門機関の分野をこえた連携」を強化する必要があります。「増進型地域福祉づくり」を進める過程において、2期計画から取り組んでいる「地域」「福祉の専門機関」「行政」の更なる連携強化を図るとともに、地域での担い手の確保と地域福祉の取り組みに対する地域の主体性を育てていくことをめざすため、

- ① 地域の理想を住民自ら考え、実現する「増進型地域福祉づくり」
- ② 地域、社会福祉協議会・専門職等、市による3者の協働・連携により必要な支援へとつなぐ地域福祉のしくみづくり
- ③ 地域での担い手育成と住民自らが主体となる地域コミュニティづくり

上記の視点に基づき、3つの重点プロジェクトを設定します。

重点プロジェクト

- 1 校区交流会議の支援とプログラムの実現
- 2 福祉の参加型社会づくり（市民、当事者、多様な主体の参加）
- 3 誰もがその人らしい生き方を実現できる総合相談・総合支援

1 校区交流会議の支援とプログラムの実現

プロジェクトの目的

地域には、さまざまな生活上の問題や福祉課題があります。これらの地域課題は、その地域の住民や福祉活動団体、関係機関が共通認識し、地域で解決できる部分は、地域住民が協力し合い、助け合っていくことが重要となります。

本計画を策定するにあたり、市内全 16 小学校区において、地域の住民や福祉活動団体、福祉専門機関等から地域課題を収集し、それらを解決するために、今後の地域の理想の姿について、意見を出し合っていただく「校区交流会議」を開催しました。

「校区交流会議」ではさまざまな地域の団体や関係機関の参加により、今までになかった交流や連携が図ることができ、有意義な会議となりました。

今後も、「校区交流会議」を開催し、学生や PTA など若い世代や市内在勤者等の参加を検討します。また、課題を地域で共有するとともに、地域の理想について話し合い、地域のことを自分のこととして考え、その実現に取り組んでいけるよう市と社会福祉協議会が協働して支援を行います。

【実施主体：市・社会福祉協議会】

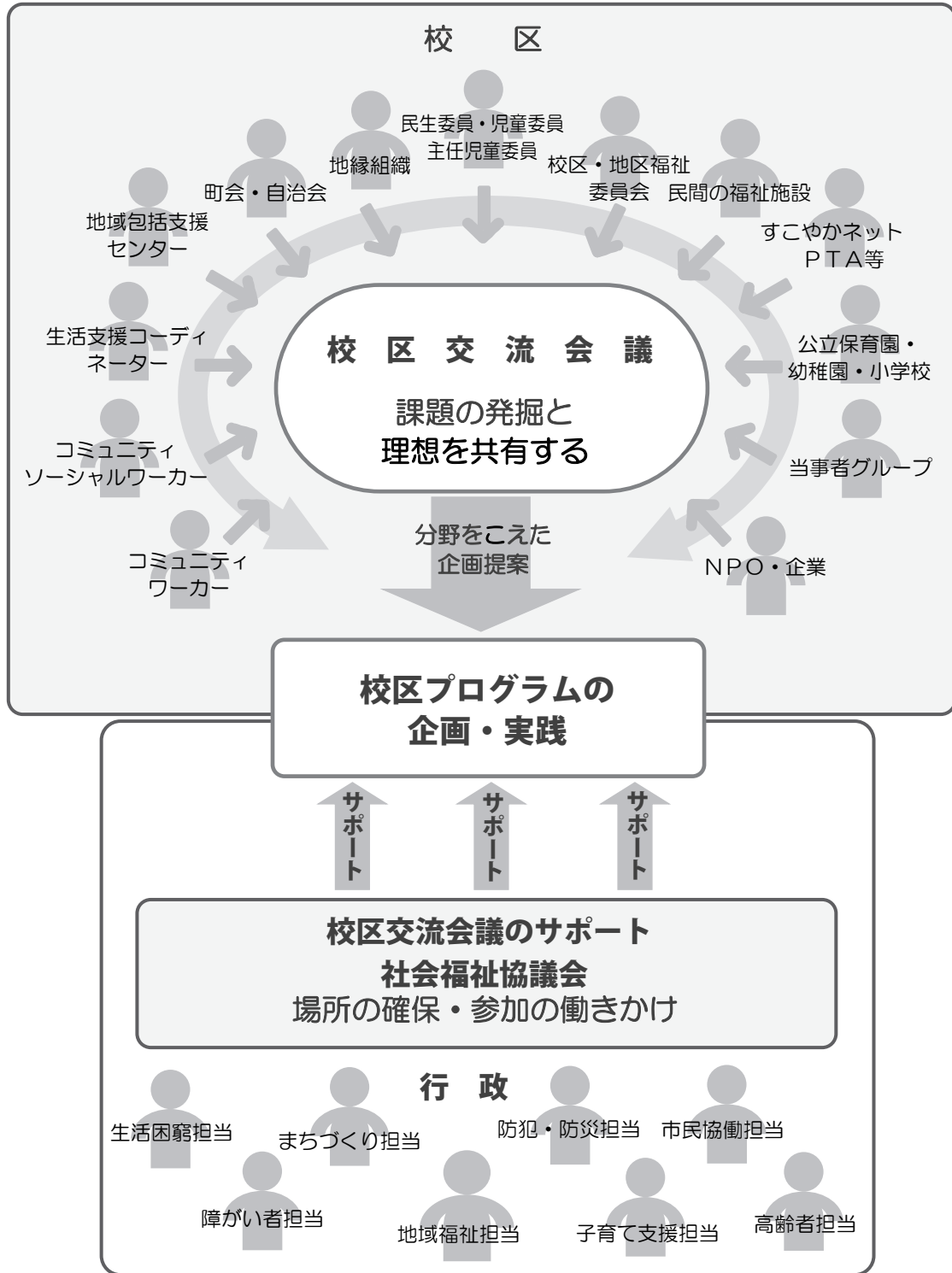
① 校区交流会議の支援

「校区交流会議」は、庁内関係課及び社会福祉協議会が協働し、場所の確保や地域住民、団体、関係機関への参加の働きかけを行い、それぞれの地域の特色を生かした会議のあり方について、検討を行いながら開催します。

② プログラム実現

「増進型地域福祉」を進めるため、地域の理想の姿を実現できるよう、校区交流会議参加者が中心となって校区プログラムを策定し、庁内関係課及び社会福祉協議会が地域課題を共通認識し、地域住民が協力し合い助け合い、地域の主体性を育みながら取り組んでいけるよう支援していきます。

増進型地域福祉校区交流会議のイメージ図



2 福祉の参加型社会づくり（市民、当事者、多様な主体の参加）

プロジェクトの目的

近年では情報通信技術の普及等により、地域をこえたさまざまな結びつき・つながりが発展している反面、都市化や少子高齢化などを背景に世帯構成の小規模化により、それぞれの暮らす身近な地域との地縁的なつながりが希薄化しています。

身近な地域で身近な問題を発見し、それらを地域の課題として住民全体で共有し、解決していくためには、それぞれの暮らす地域における^{きずな}絆を強化していくことが不可欠です。

市民の誰もがそれぞれの暮らす地域コミュニティの一員として、地域福祉の担い手でもあるという意識を醸成し、積極的に地域活動に参画できるように努めます。

【実施主体：社会福祉協議会】

① さまざまな世代が参加できる温かい地域づくり

若年層や就園・就学前の子育て世帯、市外に通勤している勤労世代、団塊の世代などさまざまな世代の参画をめざすため、福祉委員会等で実施する世代間交流の活性化を図るとともに、地域性と共同性の意識を醸成し、地域への愛着心が芽生えるような地域イベントの開催を検討します。

② 一福システム（住民参加型在宅福祉サービス）の普及

困りごとを抱えている住民に対し、住民参加型による在宅福祉サービス「いっぴく（一福）システム事業」の普及に努め、困りごとや悩みを抱えている住民も住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、支援をしていきます。

3 誰もがその人らしい生き方を実現できる総合相談・総合支援

プロジェクトの目的

進行する少子高齢化や核家族化、単身世帯の増加など家族構成の変化や、長期間にわたる景気低迷等の社会的要因による暮らし方や働き方の変化により、社会の中から生じるさまざまな生活上の問題は、多様化・複雑化、さらには複合化の様相を呈しています。

そうした生活課題を、素早く解決へ導くためには、従来からの分野別・対象別の個別相談体制だけではなく、あらゆる分野に対応できる総合的な相談体制が必要不可欠となります。また、生活課題を抱えた人を地域に埋もれさせることなく、早期に把握し相談へつなげるためには、地域での見守り体制との連携と、より身近な地域での相談窓口の設置に加え、さまざまな手法による相談窓口の周知が重要となります。

さらに相談内容に応じて、適切な支援先へ迅速につなぐためには、さまざまな分野の専門機関をつなぐネットワークづくりと、相談から解決までを継続的・包括的にサポートを行う総合的な支援体制が必要となります。

本市では、地域での生活課題の早期解決にむけ、総合的な相談・支援体制の構築を推進していきます。

【実施主体：市・社会福祉協議会】

① 身近な総合相談窓口の充実

地域でさまざまな生活課題や不安を抱えている人が、高齢者、障がい者、子ども等の従来のわく組みにとらわれず、気軽に誰でも何でも相談できる地域の総合的な窓口として、市内3圏域に配置しているコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が校区・地区福祉委員会と連携し、地域住民に身近な場所で「福祉なんでも相談」を実施します。

また、地域福祉コーディネーターがまとめ役となり、コミュニティソーシャルワーカーを中心として、地域包括支援センターや学校、福祉施設などのさまざまな機関や既存のネットワークとの連携により、分野をこえた総合的な支援体制の構築を図っていきます。

② 広報誌やソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等を活用した情報の発信

総合的な相談・支援体制を一人でも多くの人に利用してもらえるよう、市や社会福祉協議会の広報誌や SNS の活用など、積極的な情報発信を検討します。

※「SNS」とは、Social Networking Service（ソーシャル ネットワーキング サービス）の略称。個人間のコミュニケーションにより社会的なネットワークを構築するインターネットを利用したサービス。

総合相談・総合支援のイメージ図

